Lancers

第12回定時株主総会招集ご通知
ランサーズ株式会社

証券コード：4484

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず可能な限り会場へのご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申し上げます。
また、当日は会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の対策をいたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
本株主総会の議案や当社に関するご質問につきましては、返送書面の余白または以下質問受付フォームにて受け付けております。

質問受付フォームはこちら

開催日時

2020年 6月25日(木曜日)午後１時

開催場所

東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号 渋谷東口ビル１階
TKPガーデンシティ渋谷　ホールA

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件
第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

書面による議決権行使期限：

2020年 6月24日(水曜日)午後６時まで

目　次

第12回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
事業報告 …… 6
連結計算書類 ……25
計算書類 ……28
監査報告書 ……31

証券コード4484
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ランサーズ株式会社
代表取締役社長　秋　好　陽　介

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大リスクを避けるため、株主の皆様には、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。
　また、本株主総会の議案や当社に関するご質問につきましては、返送書面の余白または以下質問受付フォームにて受け付けております。いただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会にてご説明し、後日、当社ウェブサイトにて掲載させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
　質問受付フォーム：https://forms.gle/oWXRp2zwVeQzafMk9

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月25日（木曜日）午後１時（受付開始　午後０時30分）

2. 場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル１階
TKPガーデンシティ渋谷　ホールＡ

3. 目的事項

報告事項

１．第12期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件
第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.lancers.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.lancers.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
◎新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、会場におきまして以下の対策をいたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
・スタッフはマスクを着用させていただきます。当日ご出席の際にはマスク着用でご来場ください。
・会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。入場の際には、手指の消毒にご協力ください。
・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけして入場をお控えいただくことがございます。
・会場内は座席の間隔を広げて座席数を減らす予定です。これにより会場席数に限りがあり、当日入れなくなる可能性があります。万が一お席をご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
◎今後の新型コロナウイルスの感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.lancers.co.jp/ir/）でお知らせいたしますのでご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。経営体制の効率化のために取締役を１名減員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	秋好陽介 (1981年１月22日生)	2005年４月 2008年４月 2008年４月 2015年７月 2018年２月	ニフティ株式会社入社 株式会社リート（現　当社）設立 当社代表取締役社長（現任） 熱意ある地方創生ベンチャー連合　代表理事（現任） ランサーズエージェンシー株式会社　取締役	8,124,300株
2	曽根秀晶 (1981年10月31日生)	2007年４月 2010年７月 2015年２月 2015年11月 2018年２月 2018年４月 2020年５月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン入社 楽天株式会社入社 当社入社 当社取締役 ランサーズエージェンシー株式会社　監査役（現任） 当社取締役兼執行役員 当社取締役（現任）	5,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	岡島悦子(おかじまえつこ) (1966年5月16日生)	1989年 4 月 2001年 1 月 2002年 3 月 2005年 7 月 2007年 6 月 2014年 6 月 2014年 6 月 2015年11月 2015年12月 2016年 3 月 2018年12月 2019年 2 月	三菱商事株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン入社 株式会社グロービス・マネジメント・バンク入社 同社代表取締役社長 株式会社プロノバ　代表取締役社長（現任） アステラス製薬株式会社　社外取締役 株式会社丸井グループ　社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任） 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外取締役（現任） 株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役 株式会社ユーグレナ　社外取締役（現任） 株式会社マネーフォワード　社外取締役（現任）	－
4	加藤丈幸(かとうたけゆき) (1976年2月8日生)	1998年 4 月 2015年11月 2017年 6 月 2018年 2 月	株式会社インテリジェンス（現　パーソルキャリア株式会社）入社 TEMP INNOVATION FUND合同会社（現PERSOL INNOVATION FUND合同会社）代表パートナー（現任） VISITS Technologies株式会社　社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	－

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秋好陽介氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
3. 候補者岡島悦子氏の戸籍上の氏名は、巳野悦子です。
4. 岡島悦子氏及び加藤丈幸氏は社外取締役候補者であります。
5. 岡島悦子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に対する知見が深く、取締役としての経験も豊富であることから、経営全般に対する助言が期待できると考えたためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年７ヶ月となります。
6. 加藤丈幸氏を社外取締役候補者とした理由は、事業開発をはじめとする事業全般に対する知見が深く、その経験も豊富であることから、経営全般に対する助言が期待できると考えたためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年４ヶ月となります。
7. 社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は社外取締役候補者である岡島悦子、加藤丈幸の両氏については責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は後記事業報告「4．会社役員に関する事項」17頁に記載のとおりであります。
8. 当社は、岡島悦子及び加藤丈幸の両氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

１．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、経営戦略の一環として、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、資本構成の最適化をすることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

２．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振替えるとともに会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金の欠損填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様の所有株式数や１株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

３．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

2020年3月31日現在の資本金の額1,675,405,341円を1,620,405,341円減少し、55,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

（２）資本金の額の減少の効力発生日

2020年８月１日

４．資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

2020年3月31日現在の資本準備金の額1,666,405,340円を289,824,425円減少し、1,376,580,915円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

（２）資本準備金の額の減少の効力発生日

2020年８月１日

５．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち1,610,229,766円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されます。

（１）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　1,610,229,766円

（２）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　1,610,229,766円

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による国内外の経済収縮リスク等、先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻く事業環境としては、日本政府による国策としての働き方改革、企業における働き方の制度改革、個人の働き方に対する価値観の変化等があり、新しい働き方に対する需要が継続しております。個人の働き方に関しては、2020年２月に当社グループが実施した「フリーランス実態調査2020年版」（注１）によると、広義のフリーランス（注２）の経済規模は17兆円、広義のフリーランス人口は1,034万人にのぼります。特筆すべきは、個人の兼業・副業への認識の変化を背景として１年以内にフリーランスを開始した人数であり、2019年対比８％増加し、312万人に達しました。また、副業を認める企業も増加しており、2014年の約15％（注３）から2019年には約50％（注４）に変化しております。当社グループが注力しておりますオンラインスタッフィングプラットフォーム市場は、オンラインで受発注が完結する商習慣の浸透や、より柔軟な人材獲得手法としての認知拡大を受けて、一層存在感を高めております。それに伴い、2020年２月に当社グループが実施した「企業の新しい働き方調査2020年版」（注５）において、フリーランスへの発注をしている企業は36.8％と限定的でありましたが、当社グループは、今後はより多くの日本企業がフリーランスへ発注を行うようになると考えており、結果として、オンラインスタッフィングプラットフォーム市場も堅調に拡大していくと見込んでおります。

当社グループはこのような環境において「個のエンパワーメント」をミッション、「テクノロジーで誰もが自分らしく働ける社会をつくる」をビジョンとして掲げ、企業とフリーランスをマッチングさせる仕事のプラットフォームの運営により、双方の新しい働き方を支援いたします。オンライン上で企業と個人が直接マッチングするサービスである「Lancers」、「Lancers」での直接依頼が困難なクライアントや大量・複雑な案件を一括で依頼（発注）したいクライアントに対して、当社グループが直接依頼（発注）を引き受ける法人向けのサービスである「Lancers Outsourcing」、クライアントのエンジニア、デザイナー、マーケター等の常駐ニーズに対応して、フリーランス人材を紹介するサービスである「Lancers Agent」及び、クライアントによるBPOニーズもしくは定額での業務委託ニーズに対応して、当社グループが厳選したフリーランスチームに一括で依頼（発注）していただけるサービスである「Lancers Assistant」等を運営し、堅調に事業を拡大してまいりました。また、多数のフリーランスを自社独自の要件に併せて発注管理したいという大企業のニーズにこたえた新サー

ビスである「Lancers Enterprise」を2019年５月にリリースし、大企業に対する営業活動を積極的に実施するとともに、サービスの機能改善に努めてまいりました。さらに、「Lancers Assistant」の成長を加速すべく、2019年５月にシクロマーケティング株式会社を買収し、同サービスの事業規模拡大に注力いたしました。

加えて、昨今の市場の変化の中で業界に対する注目度が急速に高まってきていることを背景に、当社グループでは認知獲得やブランドイメージの確立のための大規模プロモーション、クライアント獲得を目的としたマーケティング・セールス領域への投資を実施いたしました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は3,474,652千円（前年同期比37.7%増）となり、営業損失は307,284千円（前年同期は営業損失202,441千円）、経常損失は328,706千円（前年同期は経常損失93,681千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は353,269千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失17,629千円）となりました。

（注１）「フリーランス実態調査2020年版」は、当社グループが株式会社マクロミルに依頼した、過去12か月に仕事の対価として報酬を得た全国の20歳から69歳男女を対象にして2020年２月に実施した調査であり、3,094人から回答を得てまとめたものです。
（注２）「広義のフリーランス」とは、特定の会社に属さずに報酬を得ている「専業フリーランス」に加え、専業フリーランスではないが直近１年間にフリーランスとしての報酬を得たことがある人（副業をしている一般の会社員等）を含んだグループを示します。「フリーランス実態調査2020年版」ではフリーランスを①副業系すきまワーカー、②副業系パラレルワーカー、③自由業系フリーワーカー、④自営業系オーナーの４つに分類しており、広義のフリーランスにはこの４タイプのフリーランスが含まれます。
（注３）株式会社リクルートキャリアが「平成26年度 兼業・副業に係る取組み実態調査事業報告書」に掲載したアンケート調査を引用しております。
（注４）日本経済新聞社が2019年５月20日朝刊に掲載した記事内容を引用しております。アンケートは2019年３月末～４月上旬、東証１部企業や非上場の大手企業を対象に実施し、121社から回答を得たものになります。
（注５）「企業の新しい働き方調査2020年版」は、当社グループが株式会社マクロミルに依頼した、過去12か月に仕事の対価として報酬を得た全国の20歳から69歳男女を対象にして2020年２月に実施した調査であり、1,032人から回答を得てまとめたものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,337千円であり、その主な内容は、業務で使用するパソコンの購入による5,135千円等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年12月16日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資（ブックビルディング方式による募集）により、総額1,074,560千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、さらなる事業拡大と収益基盤安定化のために、以下の事項を重要な課題として認識し、対処してまいります。

①広義のフリーランス市場の拡大と業界の健全な発展

2020年における広義のフリーランスは1,034万人となり、その経済規模は17兆円にのぼります。これは国策としての働き方改革や、企業における新しい働き方に関する制度導入、個人の働き方に対する価値観の変化等が影響していると考えられます。

このように急成長を続ける市場の中で、当社グループは国内におけるオンラインスタッフィングプラットフォーム及びクラウドソーシング領域の主要企業として、各種の業界団体での活動やフリーランスを支援する取り組み、品質向上委員会の活動等、市場の認知度拡大・啓蒙活動や業界の健全な発展に引き続き努めてまいります。

②プラットフォーム事業の継続的な成長と発展

当社グループが継続的に成長していくためには、既存サービスのクライアント数及び単価を拡大すると同時に、新規事業や新市場の開拓にも取り組んでいく必要があると考えております。当社グループはさらなる発展に向けて、業界の主要企業としての実績を軸とした強固な顧客基盤やブランドの確立に努めつつ、これまでに蓄積された仕事実績のデータ資産やプラットフォーム運営ノウハウを活かした新規事業領域の開拓に積極的に取り組んでまいります。

③サイトの安全性と健全性の確保

当社グループのサイトにおいては、取引のプロセスにおいて、発注側の企業（クライアント）と受注側の個人（ランサー）の間で直接コミュニケーションが発生するため、双方のユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サイトの安全性と健全性を確保する必要があります。当社グループは、取引における明確なガイドラインを設定するとともに、取引内容の監視を常時行っており、今後もこの取り組みを維持・継続し、サイトの安全性と健全性の確保に努めてまいります。

④システムの安定性強化と運用管理体制の構築

当社グループはインターネット上で重要な個人情報に係るサービスを展開しているため、サーバーレスポンスの観点のみならず、セキュリティの観点からも安定的なシステム体制を構築し運用していくことが重要であると考えております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるサーバー設備強化を行っていくとともに、当社グループが提供するサービスを支える人員の確保、社員教育の実施を行いながらセキュリティ管理体制の構築と改善に努めてまいります。

⑤新技術への対応

当社グループが属するIT業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、ブロックチェーン技術やAIによる機械学習、ビッグデータ分析等の技術進化が目覚ましい状況です。このような技術発展の著しいIT業界において継続的に成長し、新規事業を創出していくためには、新しい技術を取り込んでいくことが重要であると認識しております。近年実用化に向け各社が取り組んでいるブロックチェーン技術やAI等の技術をプラットフォームでのマッチング精度向上や信頼ランサーのスコアリング等に活かすべく、エンジニアの採用・育成や技術投資等を積極的に行ってまいります。

⑥優秀な人材の採用と企業文化の醸成

事業の継続的な成長を実現するためには、優秀な人材を採用すると同時に、全従業員が経営方針を理解して、強い企業文化を醸成していくことが重要であると考えております。当社グループは、「最高か最速」、「プロフェッショナル」、「チーム・ランサーズ」という行動指針を掲げ、ユニークな企業文化をグループ全体でさらに浸透・発展させるべく、時代に沿った新たな人事制度の構築を行ってまいりました。今後も優秀な人材を確保すべく当社グループのブランド向上と企業文化の浸透に努めてまいります。

⑦経営管理と内部管理体制の強化

当社グループは、事業の継続的な成長を実現していくために、経営管理体制のさらなる強化・充実が必要不可欠であると考えております。事業成長に伴って組織が拡大していく中で、経営指標のモニタリングや会議体の設計・運用等を通して、組織の健全かつ効率的なマネジメントに取り組んでおります。また今後さらなる事業拡大を図るために、事業基盤を盤石にさせることが重要な課題であると認識しております。そのために、従業員に対して業務フローやコンプライアンス、情報管理等を徹底認知させ、内部管理体制強化を図るとともに業務の効率化を行ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第９期 2017年３月期	第10期 2018年３月期	第11期 2019年３月期	第12期 (当連結会計年度) 2020年３月期
売上高	― 千円	― 千円	2,522,476千円	3,474,652千円
経常損失（△）	― 千円	― 千円	△93,681千円	△328,706千円
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	― 千円	― 千円	△17,629千円	△353,269千円
１株当たり当期純損失（△）	― 円	― 円	△1.96円	△27.91円
総資産	― 千円	― 千円	2,348,204千円	3,145,392千円
純資産	― 千円	― 千円	993,331千円	1,714,605千円
１株当たり純資産	― 円	― 円	△140.55円	110.58円

（注）1. 当社では、第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の数値については記載しておりません。
2. 当社は2019年８月27日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第９期 2017年３月期	第10期 2018年３月期	第11期 2019年３月期	第12期 (当事業年度) 2020年３月期
売上高	1,859,269千円	1,342,033千円	1,999,796千円	2,034,572千円
経常損失（△）	△227,292千円	△287,442千円	△88,264千円	△323,883千円
当期純損失（△）	△230,467千円	△296,340千円	△90,856千円	△336,173千円
１株当たり当期純損失（△）	△25.61円	△32.93円	△10.10円	△26.56円
総資産	1,769,595千円	2,381,199千円	2,267,577千円	2,884,374千円
純資産	344,871千円	1,084,050千円	993,194千円	1,731,580千円
１株当たり純資産	△101.48円	△130.47円	△140.56円	111.68円

（注）当社は2019年８月27日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ランサーズエージェンシー株式会社	29,950千円	100%	フリーランス向けマッチング事業、インターネット広告事業
シクロマーケティング株式会社	3,000千円	100%	コンテンツマーケティング支援事業

(注) 当社は、2019年５月31日付でシクロマーケティング株式会社の株式を取得し、子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
プラットフォーム事業（クラウドソーシングサービス及びオンラインスタッフィングプラットフォームサービス）	仕事を依頼したいユーザーと仕事を受けたいユーザーをオンライン上でマッチングするウェブサービス。 不特定多数のクラウドユーザーに対する仕事依頼は「クラウドソーシングサービス」、特定のユーザーに対する仕事依頼は「オンラインスタッフィングプラットフォームサービス」。

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

② 子会社

名 称	所 在 地
ランサーズエージェンシー株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
シクロマーケティング株式会社	東京都千代田区神田佐久間町二丁目18番地

(9) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
154名	25名増

（注）上記従業員数には、臨時従業員（アルバイトおよびインターン）48名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　55,620,400株

（2）発行済株式の総数　15,505,100株

（3）当事業年度末の株主数　3,783名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
秋好 陽介	8,124,300	52.39
グロービス４号ファンド投資事業有限責任組合	1,023,800	6.60
パーソルホールディングス株式会社	748,800	4.82
GLOBIS FUND IV, L.P.	598,400	3.85
KDDI株式会社	535,700	3.45
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A./ CUSTOMER ASSETS,FUNDS UCITS	500,000	3.22
株式会社新生銀行	320,900	2.06
GMO VenturePartners3投資事業有限責任組合	317,500	2.04
住友生命保険相互会社	241,900	1.56
MSIP CLIENT SECURITIES	150,900	0.97

（注）　持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

①2019年８月27日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）により、発行可能株式総数は、55,064,196株増加しております。

②2019年８月27日付の株式分割（１株を100株に分割）及び2019年12月13日付の公募増資により、発行済株式の総数は、15,366,049株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日	2014年５月29日	2015年５月14日	2016年６月28日
保有者数			
取締役（社外取締役を除く）		1名	1名
社外取締役（社外役員に限る）			1名
監査役（社外監査役）	1名	1名	
新株予約権の数	100個	800個	400個
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株	80,000株	40,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時１株当たりの行使価額	134円	605円	605円
権利行使期間	2016年５月30日から 2023年６月27日まで	2017年５月15日から 2025年５月14日まで	2018年６月29日から 2026年６月28日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）	（別記）	（別記）

	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日	2018年４月13日	2018年６月25日	2019年２月14日
保有者数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	1名	1名 1名	1名 1名
新株予約権の数	750個	400個	250個
新株予約権の目的となる株式の数	75,000株	40,000株	25,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時１株当たりの行使価額	605円	605円	605円
権利行使期間	2020年４月14日から 2028年４月13日まで	2020年６月26日から 2028年６月25日まで	2021年２月15日から 2029年２月13日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

（注）当社は2019年８月27日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」および「権利行使時１株あたりの行使価額」を調整しております。

(別記)

新株予約権の主な行使の条件

①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。

③新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。

④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

⑤その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人及び子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

		第10回新株予約権
発行決議日		2019年6月27日
交付者数		21名
新株予約権の数		1,600個
新株予約権の目的となる株式の数		160,000株
新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額		無償
権利行使時１株当たりの行使価額		605円
権利行使期間		2021年6月28日から 2029年6月27日まで
新株予約権の主な行使の条件		(別記)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　630個 目的となる株式数　63,000株 交付者数　10名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　970個 目的となる株式数　97,000株 交付者数　11名

(別記)

新株予約権の主な行使の条件

①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。

③新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。

④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

⑤その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
秋　好　陽　介	代表取締役社長	熱意ある地方創生ベンチャー連合　代表理事
曽　根　秀　晶	取締役	ランサーズエージェンシー株式会社　監査役
後　藤　信　彦	取締役	ランサーズエージェンシー株式会社　取締役
岡　島　悦　子	取締役	株式会社プロノバ　代表取締役社長 株式会社丸井グループ　社外取締役 株式会社セプテーニ・ホールディングス　社外取締役 株式会社ユーグレナ　社外取締役 株式会社マネーフォワード　社外取締役
加　藤　丈　幸	取締役	PERSOL INNOVATION FUND合同会社　代表パートナー VISITS Technologies株式会社　社外取締役
村　田　恭　介	常勤監査役	シクロマーケティング株式会社　監査役
平　田　幸一郎	監査役	平田公認会計士事務所　所長 有限会社アドバンスワン　取締役社長 株式会社エンバイオ・ホールディングス　社外監査役 ビープラッツ株式会社　社外監査役
永　沢　　徹	監査役	永沢総合法律事務所　代表弁護士 グリー株式会社　社外監査役 東邦ホールディングス株式会社　社外取締役 株式会社めぶきフィナンシャルグループ　社外取締役

（注）1. ランサーズエージェンシー株式会社は、2019年９月25日付でパラフト株式会社より社名変更しております。
2. 岡島悦子氏の戸籍上の氏名は、巳野悦子であります。
3. 岡島悦子氏及び加藤丈幸氏は、社外取締役であります。
4. 村田恭介氏、平田幸一郎氏及び永沢徹氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、社外取締役である岡島悦子氏及び加藤丈幸氏並びに社外監査役である村田恭介氏、平田幸一郎氏及び永沢徹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役村田恭介氏は、外食メディア企業における長年の内部監査業務の経験を有しており、内部統制構築に関する豊富な知見を有していることから、内部統制構築における助言を期待して選任しております。
7. 社外監査役平田幸一郎氏は、公認会計士として多数の企業における監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、会計的側面からの助言を期待して選任しております。
8. 社外監査役永沢徹氏は、弁護士として多数の企業における監査業務経験を有しており、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な知見を有していることから、法律的側面からの助言を期待して選任しております。
9. 社外取締役高宮慎一氏及び社外取締役石井健太郎氏は、2019年８月７日をもって、辞任により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	45,443千円 (5,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,000千円 (13,000千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (5名)	58,443千円 (18,400千円)

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬は、定額報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各役員の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した無報酬の取締役３名を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、17頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

また、当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡　島　悦　子	当事業年度に開催された取締役会へは18回中17回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	加　藤　丈　幸	当事業年度に開催された取締役会へは18回中18回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	高　宮　慎　一	2019年８月７日に退任するまでに開催された取締役会へは５回中５回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	石　井　健太郎	2019年８月７日に退任するまでに開催された取締役会へは２回中２回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	村　田　恭　介	当事業年度に開催された取締役会へは18回中18回、また、監査役会には13回中13回出席し、常勤監査役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	平　田　幸一郎	当事業年度に開催された取締役会へは18回中17回、また、監査役会には13回中13回出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	永　沢　　徹	当事業年度に開催された取締役会へは18回中18回、また、監査役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
31,465千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
33,715千円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、収益認識に関する会計基準対応のアドバイザリー業務及びコンフォートレター作成業務等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当社監査役会は、取締役会、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。
監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．コンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスを遵守した経営を推進します。

ｂ．コンプライアンスを推進する体制として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置し、各部門を統括する取締役又は部長をコンプライアンス担当者として任命します。

ｃ．コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの推進状況を把握し、その概要を取締役会に適切に報告します。

ｄ．コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し、実施します。

ｅ．コンプライアンス委員会は、取締役及び役職員に対するコンプライアンスに関する研修等を実施します。

ｆ．コンプライアンスに関する通報・相談をするための窓口として内部通報制度を設置します。当該通報・相談をした者に対しては、通報・相談をしたことを理由に不利な取り扱いをしません。

ｇ．内部監査を担当する部門を設置し、コンプライアンスの状況の監査を行い、代表取締役社長及びコンプライアンス担当者に適切に報告します。

ｈ．監査役は、独立した立場から内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監督します。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

記録・情報の取り扱いについては、文書管理規程を制定し、当該規程に従って取締役の職務の執行に係る情報の適切な保存・管理を行います。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．リスク管理規程に基づき、コーポレート部がリスク管理を主管し、コーポレート部の担当役員をリスク管理責任者に任命します。

ｂ．コーポレート部は、リスクの顕在化による損失発生の防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、適切にリスクマネジメントを実施します。

ｃ．当社グループは、会社単位及び業務単位でリスクを識別し、リスク管理主管部署であるコーポレート部に報告します。コーポレート部は、特性に応じて分類したリスクごとにリスクマネジメントを推進する体制を整備します。リスク管理責任者は、各推進体制の運用状況について、定期的に取締役会に報告します。

d．当社グループの経営又は事業活動に重大な支障を与える恐れのある事故・大規模な災害等が発生した場合は、これに伴い生じる会社の損失を最小化するため、速やかに必要な措置を講じます。大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である事項の場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な措置を講じます。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役会規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。

b．執行役員規程に基づき執行役員制度を導入し、迅速で効率性の高い経営の実現を図ります。

c．電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図ります。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を把握するため、子会社から経営上の重要事項の報告を受け、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。

b．当社は、子会社のリスクマネジメント全般を把握し、助言、指導等の必要な対応を行います。

c．当社は、子会社が開催するコンプライアンス委員会等に定期的に参加し、子会社のコンプライアンスの強化を図ります。

d．当社の内部監査室は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の代表取締役社長及びリスク管理責任者に適切に報告します。

e．当社と子会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行います。

f．当社と子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、予算会議を毎月開催します。

g．子会社は、取締役会規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。

h．子会社は、その業態やリスクの特性に応じてリスクマネジメントを推進する体制を整備し、適切にリスクマネジメントを実施します。

i．子会社は、コンプライアンスを推進する体制として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置し、コンプライアンスを遵守した経営を推進します。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

ａ．当社及び子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するために評価、維持、改善等を行います。

ｂ．当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

ｃ．内部監査室は、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査します。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

ⅰ．監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、当該従業員を置くものとします。

ⅱ．配置にあたっての従業員の人数、人選等については、監査役の意見を考慮して検討します。

ⅲ．当該従業員の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行います。

ｂ．前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

ⅰ．監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮・命令に従うものとします。

ⅱ．監査役の職務を補助する従業員は、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない従業員を配置します。

ｃ．監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループは、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

ｄ．当社及び子会社の取締役並びに従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

ⅰ．当社及び子会社の取締役並びに執行役員から監査役への報告に関する手続きを定め、その職務の執行状況について、適時適切に報告します。

ⅱ．取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。

ⅲ．取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。

ｅ．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

ｆ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、適時適切に行います。
ｇ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ⅰ．監査役と代表取締役社長との会合、監査役と内部監査を担当する部門との会合、並びに監査役、内部監査を担当する部門及び会計監査人による三者の会合を定期的に開催します。
ⅱ．監査役から監査役の職務に関する要望があった場合は、適時適切に対応します。

⑧　反社会的勢力の排除
当社グループは、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求の拒絶のための体制を整備、取組を推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社グループは、内部統制システムに関して、以下の具体的な取組みを行っております。
①　取締役の職務執行
社外取締役２名を含む取締役は、原則月１回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の確認、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営にあたっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

②　監査役の職務執行
監査役３名（全員社外監査役）は、原則月１回開催される監査役会に出席し、監査役会において定めた監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。
また、取締役会、コンプライアンス委員会、その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室および会計監査人との間で定期的に情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③　コンプライアンス・リスク管理に関する取組
当社では、リスク管理規程に基づき、コーポレート部の担当役員をリスク管理責任者に任命し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに取締役および使用人のコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、法令違反行為等に関する相談・通報体制（社内通報窓口）を設置して、早期に問題点の対応を図るように努めております。また運用に当たっては、情報提供者の保護を十分に配慮した「内部通報規程」を定め、厳正に実施しております。

④　子会社経営管理

当社グループでは、当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、各子会社役員から、月次業績や決算報告及び業務上の重要事項等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また、役員の選任・退任や経営上の重要事項等は、親会社である当社へ事前報告を行い、当社が定める会議、機関または社長において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

⑤　内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した代表取締役社長直結の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室では、全グループを対象として法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることの確認を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

⑥　反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、これら反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する方針を「反社会的勢力対応規程」に定め、関係を遮断する体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を充実させるため、無配とさせていただき、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える開発体制を強化してまいりたいと考えております。

なお、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

(注)　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**2,777,301**	**【流動負債】**	**1,424,787**
現金及び預金	2,032,908	買掛金	203,201
売掛金	450,844	未払金	414,981
仕掛品	2,180	未払費用	90,941
前払費用	39,244	未払法人税等	23,530
未収入金	221,961	未払消費税等	21,167
その他	41,485	預り金	570,935
貸倒引当金	△11,323	賞与引当金	45,010
【固定資産】	**368,091**	その他	55,018
有形固定資産	**19,507**	**【固定負債】**	**6,000**
建物	10,381	長期未払金	6,000
工具、器具及び備品	9,126	**負債合計**	**1,430,787**
無形固定資産	**280,746**	**純資産の部**	
ソフトウェア	4,000	**【株主資本】**	**1,715,133**
ソフトウェア仮勘定	11,090	**資本金**	**1,675,405**
のれん	265,656	**資本剰余金**	**1,666,405**
投資その他の資産	**67,837**	**利益剰余金**	**△1,626,676**
敷金及び保証金	64,637	**【その他の包括利益累計額】**	**△528**
その他	5,340	為替換算調整勘定	△528
貸倒引当金	△2,140	**純資産合計**	**1,714,605**
資産合計	**3,145,392**	**負債・純資産合計**	**3,145,392**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,474,652**
売上原価		**1,679,929**
売上総利益		**1,794,723**
販売費及び一般管理費		**2,102,008**
営業損失		**307,284**
営業外収益		
営業債務消滅益	5,474	
助成金収入	1,710	
その他	1,035	**8,219**
営業外費用		
支払利息	5,583	
株式交付費	10,133	
株式公開費用	13,521	
その他	402	**29,641**
経常損失		**328,706**
特別損失		
投資有価証券評価損	10,000	**10,000**
税金等調整前当期純損失		**338,706**
法人税、住民税及び事業税	10,681	
法人税等調整額	3,880	**14,562**
当期純損失		**353,269**
親会社株主に帰属する当期純損失		**353,269**

連結株主資本等変動計算書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	**1,138,125**	**1,129,125**	**△1,273,407**	**993,843**
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	537,280	537,280		1,074,560
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△353,269	△353,269
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	**537,280**	**537,280**	**△353,269**	**721,290**
当連結会計年度末残高	**1,675,405**	**1,666,405**	**△1,626,676**	**1,715,133**

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	**△511**	**△511**	**993,331**
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			1,074,560
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△353,269
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△16	△16	△16
連結会計年度中の変動額合計	**△16**	**△16**	**721,273**
当連結会計年度末残高	**△528**	**△528**	**1,714,605**

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**2,304,516**	**【流動負債】**	**1,146,793**
現金及び預金	1,726,605	買掛金	89,387
売掛金	269,753	未払金	358,344
仕掛品	2,180	未払費用	70,859
前払費用	33,864	未払法人税等	15,138
未収入金	241,971	前受金	5,258
その他	40,905	預り金	568,993
貸倒引当金	△10,764	賞与引当金	34,172
【固定資産】	**579,857**	その他	4,639
有形固定資産	**17,831**	**【固定負債】**	**6,000**
建物	10,242	長期未払金	6,000
工具、器具及び備品	7,588	**負債合計**	**1,152,793**
無形固定資産	**4,000**	純資産の部	
ソフトウェア	4,000	**【株主資本】**	**1,731,580**
投資その他の資産	**558,026**	**資本金**	**1,675,405**
関係会社株式	350,000	**資本剰余金**	**1,666,405**
関係会社貸付金	180,000	資本準備金	1,666,405
敷金及び保証金	64,637	**利益剰余金**	**△1,610,229**
その他	2,140	その他利益剰余金	△1,610,229
貸倒引当金	△38,750	繰越利益剰余金	△1,610,229
		純資産合計	**1,731,580**
資産合計	**2,884,374**	**負債・純資産合計**	**2,884,374**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,034,572**
売上原価		**724,074**
売上総利益		**1,310,497**
販売費及び一般管理費		**1,657,866**
営業損失		**347,368**
営業外収益		
受取利息	2,501	
営業債務消滅益	5,474	
貸倒引当金戻入益	40,566	
その他	4,351	**52,893**
営業外費用		
支払利息	5,583	
株式交付費	10,133	
株式公開費用	13,521	
その他	169	**29,408**
経常損失		**323,883**
特別損失		
投資有価証券評価損	10,000	**10,000**
税引前当期純損失		**333,883**
法人税、住民税及び事業税	2,290	**2,290**
当期純損失		**336,173**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	**1,138,125**	**1,129,125**	**1,129,125**
当期変動額			
新株の発行	537,280	537,280	537,280
当期純損失（△）			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	**537,280**	**537,280**	**537,280**
当期末残高	**1,675,405**	**1,666,405**	**1,666,405**

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	**△1,274,056**	**△1,274,056**	**993,194**	**993,194**
当期変動額				
新株の発行			1,074,560	1,074,560
当期純損失（△）	△336,173	△336,173	△336,173	△336,173
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	**△336,173**	**△336,173**	**738,386**	**738,386**
当期末残高	**△1,610,229**	**△1,610,229**	**1,731,580**	**1,731,580**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

ランサーズ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　健　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　竹　美　江　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ランサーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ランサーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

ランサーズ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　健　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　竹　美　江　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ランサーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月15日

ランサーズ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　村田恭介　㊞

社外監査役　平田幸一郎　㊞

社外監査役　永沢徹　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル　１階
ＴＫＰガーデンシティ渋谷　ホールＡ
電話番号　03－6418－1073



交通　●ＪＲ山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩３分
●東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩３分
●東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩３分
●京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩６分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性がございます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。